

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【位置・面積】

横浜市は、神奈川県東部の東は東京湾、北は川崎市、西は大和市、藤沢市、南は鎌倉市、横須賀市などに接しています。市域の面積は、435km²で、神奈川県の面積の約18%を占めています。

【地形】

地形は、丘陵地、台地・段丘、低地及び埋立地に分けられます。丘陵地は本市中央部よりやや西寄りに分布し、本市を南北に縦断しています。北側の丘陵地は多摩丘陵の南端に位置し、標高は60～100mで、北に向かって高くなっています。南側の丘陵地の標高は80～160mで、北部より標高も起伏量も大きく、三浦半島に続く三浦丘陵の北端部を占めています。標高は南に向かって高くなり、市内最高点である大平山の峠（標高159.4m）や円海山（標高153.3m）が見られます。丘陵地の東側には、多摩川の低地まで、標高40～60mの平坦な台地が分布し、丘陵地の西側にも台地が広がり、標高は30～70mで南に向かって低くなっています。また、台地や丘陵地を刻んでいる河川沿いには、台地よりもはるかに狭い段丘が部分的に形成されています。低地には、鶴見川をはじめ、台地や丘陵地を刻む河川の谷底低地と沿岸部の海岸低地とがあります。谷底低地は上流部では勾配がある程度大きいのですが、下流部はほとんど平坦な三角州性低地のため、水害を受けやすくなっています。海岸部には埋立地が造成され、海岸線はほとんどが人工的な地形に改変されました。かつては、海に面する急崖となっていた丘陵地や台地のはずれは、内陸に入ってしまった。海に面していた崖に限らず、丘陵地や台地を刻んでいる谷の斜面にも急崖が多く、過去には、多数の崩壊が記録されています。

【地質】

地質は、丘陵地や台地を覆う関東ローム層の下に、「砂礫・粘土層・岩盤」があり、河川や海岸に沿って広がる低地には堆積した粘土や砂が表面を覆う沖積層となります。低地に分布する沖積層は非常に軟弱で、恩田川との合流点付近より下流部、柏尾川では横須賀線の戸塚駅付近から下流部、その他の小河川では河口から数 Km 上流までは、6,000 年ほど前には入江となっていたところで、軟弱地盤が 20～40m あります。
(出典:横浜市防災計画 震災対策編)

【被害想定】

神奈川県は最大クラスの地震として東日本大震災以後に行った想定を基礎とした「大正型関東地震」を採用、神奈川県地震被害想定調査報告書として2015年3月に公表していますが、横浜市は最大クラスの地震として東日本大震災以前に行った想定を基礎とした「元禄型関東地震」を採用し、そのデータを基に、市内の18区毎に物的・人的被害及び経済被害の予測を行い、横浜市地震被害想定調査報告書として2012年10月に公表しています。

地震名	説明
元禄型関東地震	相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震
東京湾北部地震	マグニチュード7.3の首都直下地震
南海トラフ巨大地震	東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震
慶長型地震	神奈川県の「平成23年度津波浸水想定検討部会」で設定したマグニチュード8.5の地震、津波被害の検討対象地震

①建物

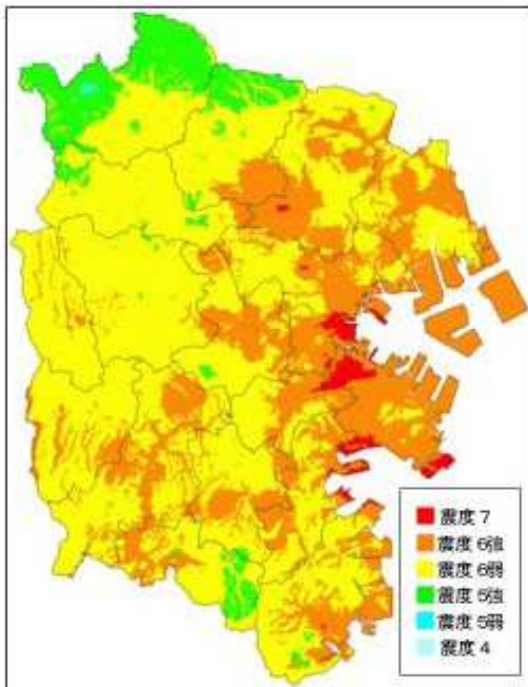
横浜市の家屋の棟数(平成 24 年 1 月 1 日現在)は、850,514 棟で、このうち木造家屋は、587,793 棟です。(平成 25 年刊「第 91 回横浜市統計書」より)。

特に木造家屋の密集している地域は、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区等で、これらの地域には、工場、事業所などが混在している場合も多く、災害危険性を助長しています。

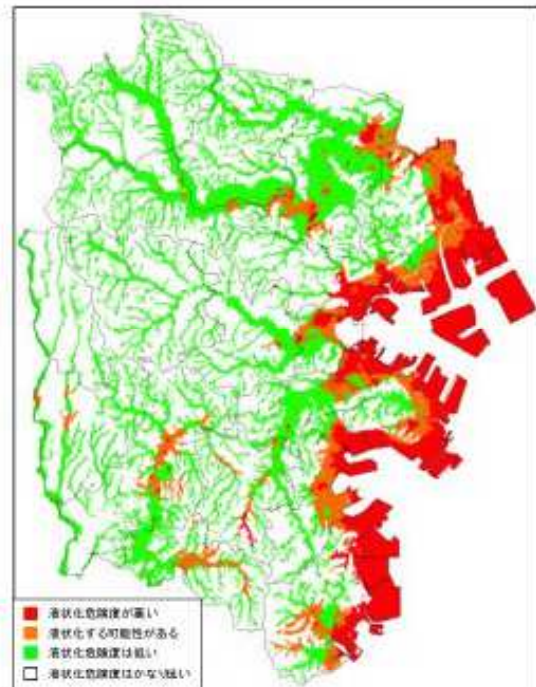
百貨店、映画館、ホテル、キャバレー、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)で定める特定防火対象物となっているものは、19,474 対象(令和 2 年 10 月 1 日現在)あり、特に中区、港北区などの繁華街に集中しています。

3 階以上の高層建物は 2,078 棟(令和 2 年 10 月 1 日現在)あり、これらのうち、防災上特に重要な複合用途防火対象物となっているものは、西区、中区に集中しています。

②地盤被害(液状化)



震度分布予測
(元禄型関東地震)



液状化危険度分布の予測結果
(元禄型関東地震)

出典：総務局「横浜市地震被害想定」

磯子区洪水ハザードマップ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

大岡川水系河川：大岡川、堀割川

この洪水ハザードマップは、大岡川水系の河川の氾濫が予想される場合や本館が定めた場合に、洪水が想定される区域の皆さんに通知するために作成したものです。
※想定最大規模とは「想定し得る最大規模の降雨」による氾濫を前提として予測したものです。



作成年度	令和3年度
作成機関	磯子区環境保健課(環境防災課)
更新時期	令和5年度(令和5年3月31日現在)
更新時期	令和5年度(令和5年3月31日現在)
更新時期	令和5年度(令和5年3月31日現在)
更新時期	令和5年度(令和5年3月31日現在)
更新時期	令和5年度(令和5年3月31日現在)

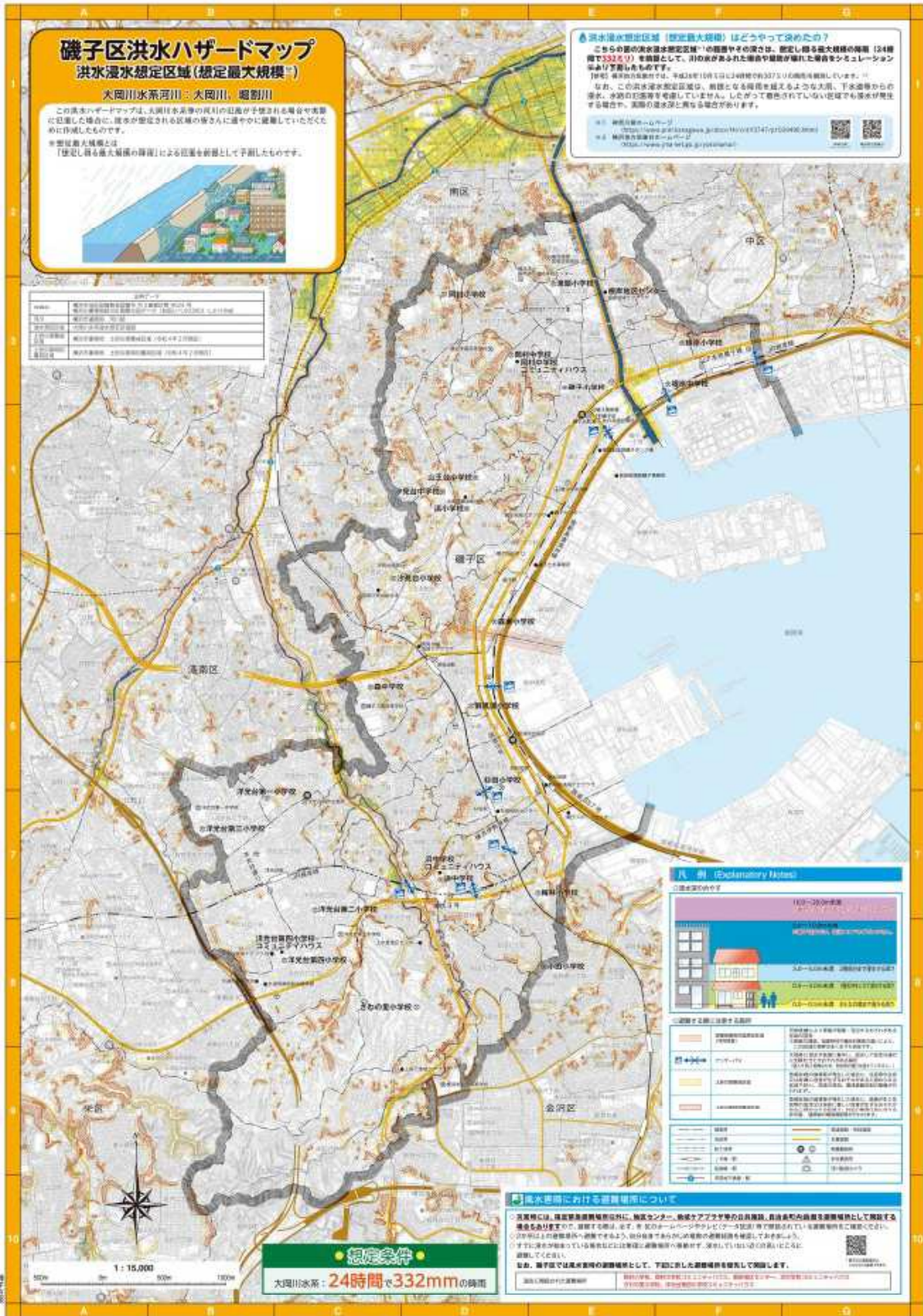
洪水浸水想定区域(想定最大規模) ほどどうやって決めたの?

こちらの洪水浸水想定区域(想定最大規模)の範囲やその決まりは、想定し得る最大規模の降雨(24時間で332mm)を前提として、月の雨がふられた場合や継続した豪雨をシミュレーションを行いました。

【前提】想定最大規模とは、平成28年10月30日(2016年)の大雨(24時間332mm)を前提としています。

なお、この洪水浸水想定区域は、前提となる降雨を越えるような大雨、下水道からの溢水、季節の氾濫等を考慮していません。したがって着色されていない区域でも浸水が発生する場合は、実際の浸水状況に異なる場合があります。

※ 問い合わせ先：環境保健課 環境防災課
 電話：045-651-3111(受付時間：午前8時30分～午後5時)
 電子メール：kankobon@city.ishizuka.lg.jp
 URL: <http://www.city.ishizuka.lg.jp/kankobon/>



凡例 (Explanatory Notes)

① 浸水想定区域の概要

1000-1500mm降雨	想定最大規模(24時間332mm)
500-1000mm降雨	想定最大規模(24時間332mm)
200-500mm降雨	想定最大規模(24時間332mm)

② 浸水想定区域の区分

浸水想定区域(想定最大規模)	浸水想定区域(想定最大規模)
浸水想定区域(想定最大規模)	浸水想定区域(想定最大規模)
浸水想定区域(想定最大規模)	浸水想定区域(想定最大規模)

③ 浸水想定区域の注釈

浸水想定区域(想定最大規模)は、想定最大規模の降雨(24時間332mm)を前提として、月の雨がふられた場合や継続した豪雨をシミュレーションを行いました。ただし、この浸水想定区域は、前提となる降雨を越えるような大雨、下水道からの溢水、季節の氾濫等を考慮していません。したがって着色されていない区域でも浸水が発生する場合は、実際の浸水状況に異なる場合があります。

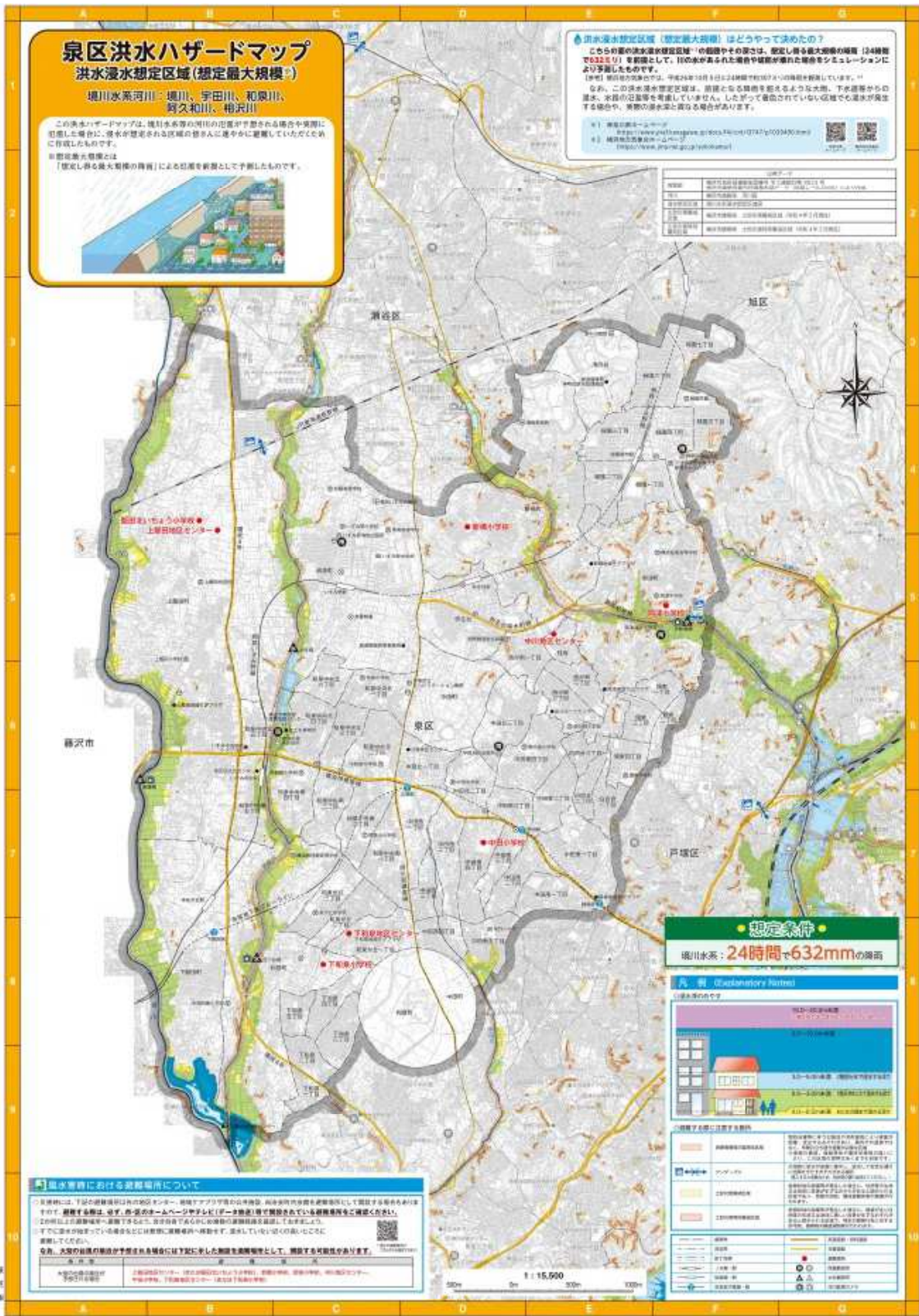
想定条件
大岡川水高：24時間で332mmの降雨

洪水浸水における避難場所について

① 避難所には、浸水想定区域外に、防災センター、防災グッズ等の日用品類、自治体からの避難物資として預けられる物資もあつきますので、避難する際は、まず、そのホームページやチラシ(1-5)で避難所が指定されている避難場所をご確認ください。② 避難所として指定されていない場合は、自治体から避難物資を届けていただきます。③ すでに浸水が確認されている場合は、浸水想定区域外に避難物資を届けて、避難所として指定されている避難所へ避難してください。

なお、避難所では洪水浸水の避難場所として、事前に新しい避難場所を確保して確保します。

※ 浸水想定区域の注釈



泉区洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域(想定最大規模)

境川水系(境川、宇田川、和泉川、阿久和川、柏沢川)

この洪水ハザードマップは、境川水系等の河川の氾濫が予想される場合や降雨に起因した場合に、浸水が想定される区域の皆さんに事前に避難していただくために作成したものです。

想定最大規模とは「想定し得る最大規模の降雨」による氾濫を前提として予測したものです。



洪水浸水想定区域(想定最大規模)はどのように決めたの?

こちらの泉区洪水浸水想定区域の範囲やその厚さは、想定し得る最大規模の降雨(24時間あたり32.1mm)を前提として、1日の水が蓄められた場合や継続が長い場合をシミュレーションにより予測したものです。

【注釈】 過去の気象データでは、平成24年10月1日は24時間で約107.7mmの降雨を観測しています。* なお、この洪水浸水想定区域は、前提となる降雨を想定した最大値、下流域からの浸水、水害の伝播等を考慮していません。したがって、想定されていない区域でも浸水が発生する場合があります。実際の浸水状況は異なる場合があります。

※1. 浸水予測センター
<http://www.pref.saitama.lg.jp/0001/01747/000340.html>
 ※2. 国土院防災情報センター
<http://www.pref.saitama.lg.jp/0001/01747/000340.html>

項目	内容
作成年度	平成27年度(2015年度)作成(2015.10.15現在)
作成機関	国土院防災情報センター
更新時期	国土院防災情報センターの更新に応じて更新する
お問い合わせ先	国土院防災情報センター(03-3542-1111)
制作協力	国土院防災情報センター(03-3542-1111)
制作協力	国土院防災情報センター(03-3542-1111)

想定条件

境川水系：24時間で632mmの降雨

凡例 (Legend)

洪水浸水想定区域

浸水想定区域の種類

浸水想定区域の種類	説明
浸水想定区域の種類	説明
浸水想定区域の種類	説明
浸水想定区域の種類	説明

お問い合わせ先

国土院防災情報センター(03-3542-1111)

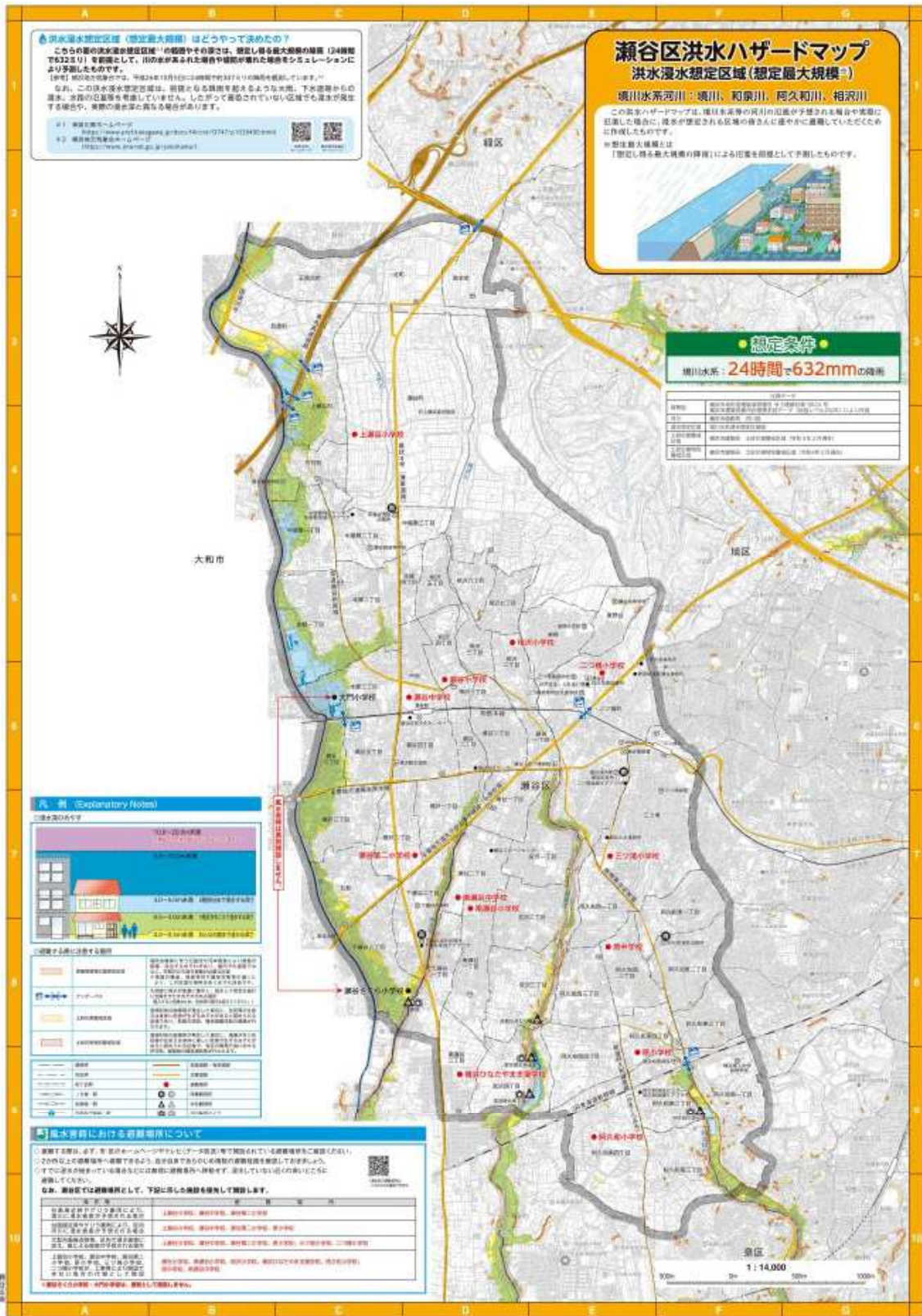
洪水警報における避難場所について

本県には、下記の避難所(計1,000ヶ所)を、地域マップアプリ等の公開情報、関係機関等と連携して提供しております。避難する際は、必ず、各々のホームページやテレビ(防災放送)等で提供されている避難場所をご確認ください。

2の所以上が避難場所へ避難できなかった、又は避難できなかった場合は、避難所を複数回、または、1か所以上を複数回、避難してください。

なお、大規模の地震が予想される場合には、事前に避難所を複数回として、避難する可能性があります。

※本県では、避難所(計1,000ヶ所)を、地域マップアプリ等の公開情報、関係機関等と連携して提供しております。



④土砂災害（区別土砂災害ハザードマップ）

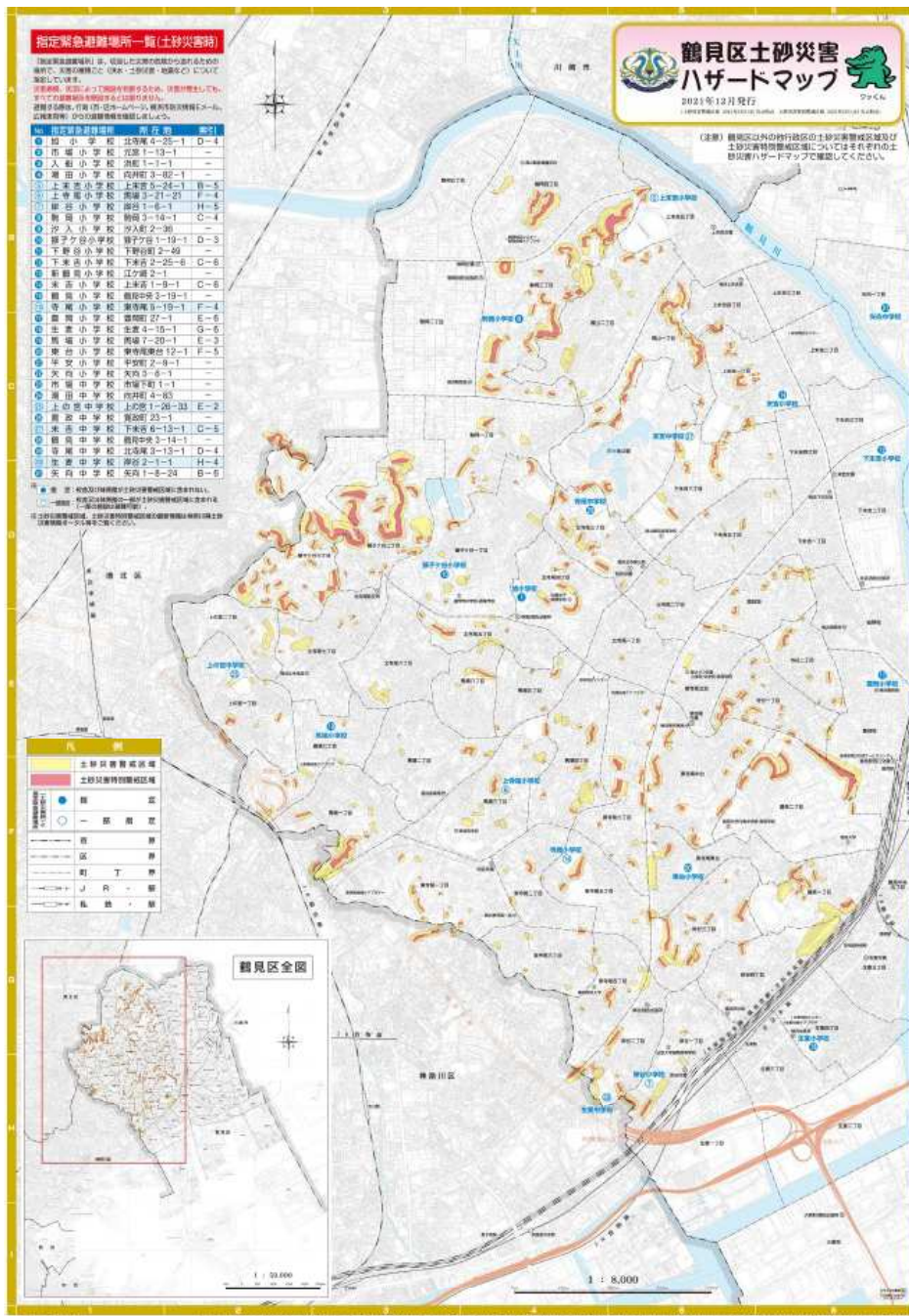
出典：横浜市建築局企画部建築防災課
土砂災害ハザードマップ

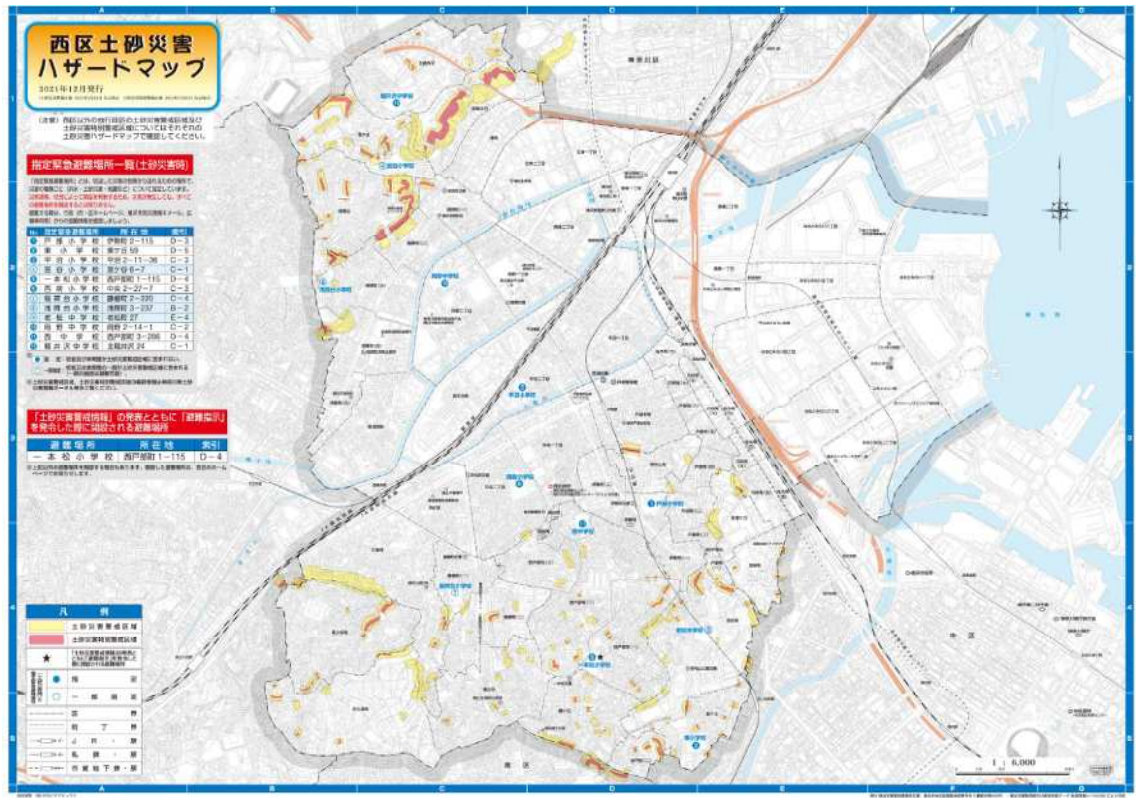
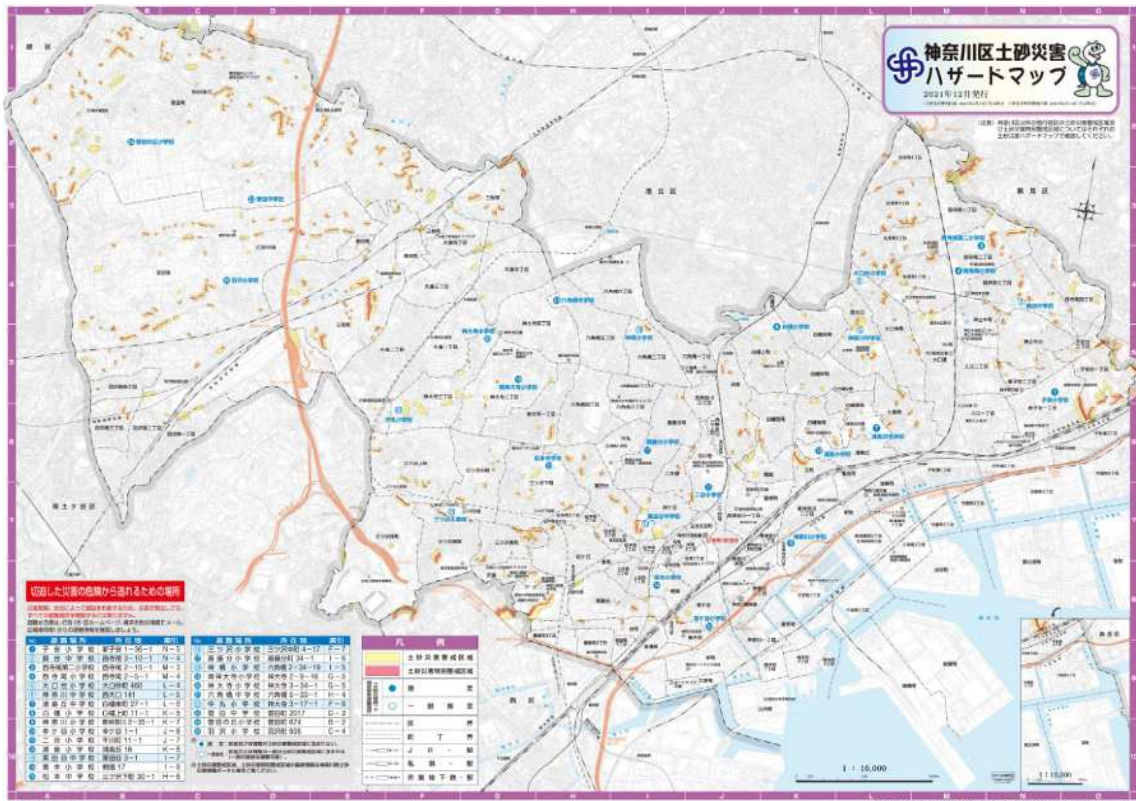
土砂災害の概要について

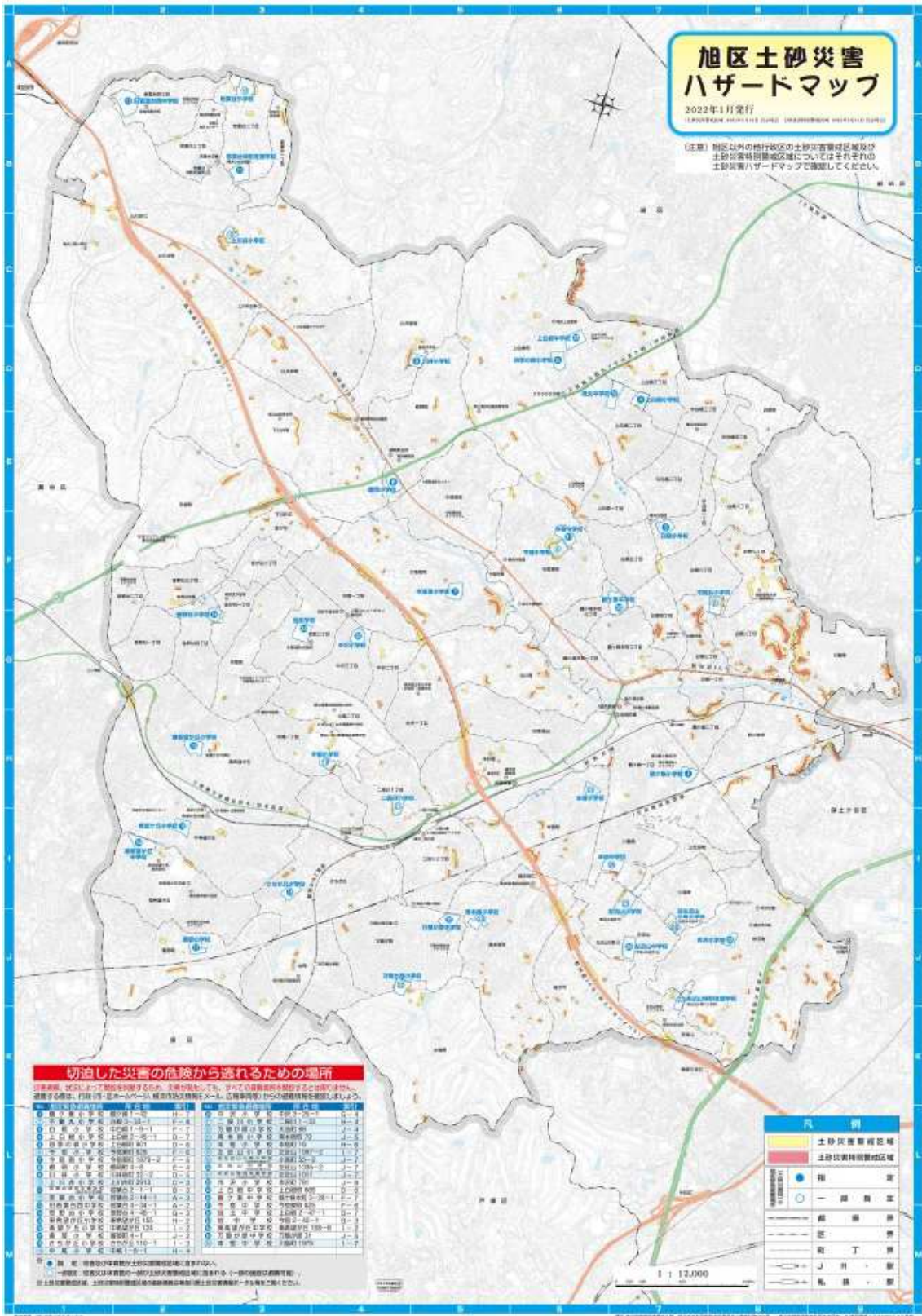
横浜市では、2023年1月13日現在、土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)が2,398区域、土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)が2,054区域指定されています。

※土砂災害警戒区域(イエローゾーン):土砂災害のおそれがある区域

※土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)土砂災害警戒区域のうち、建築物に損害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



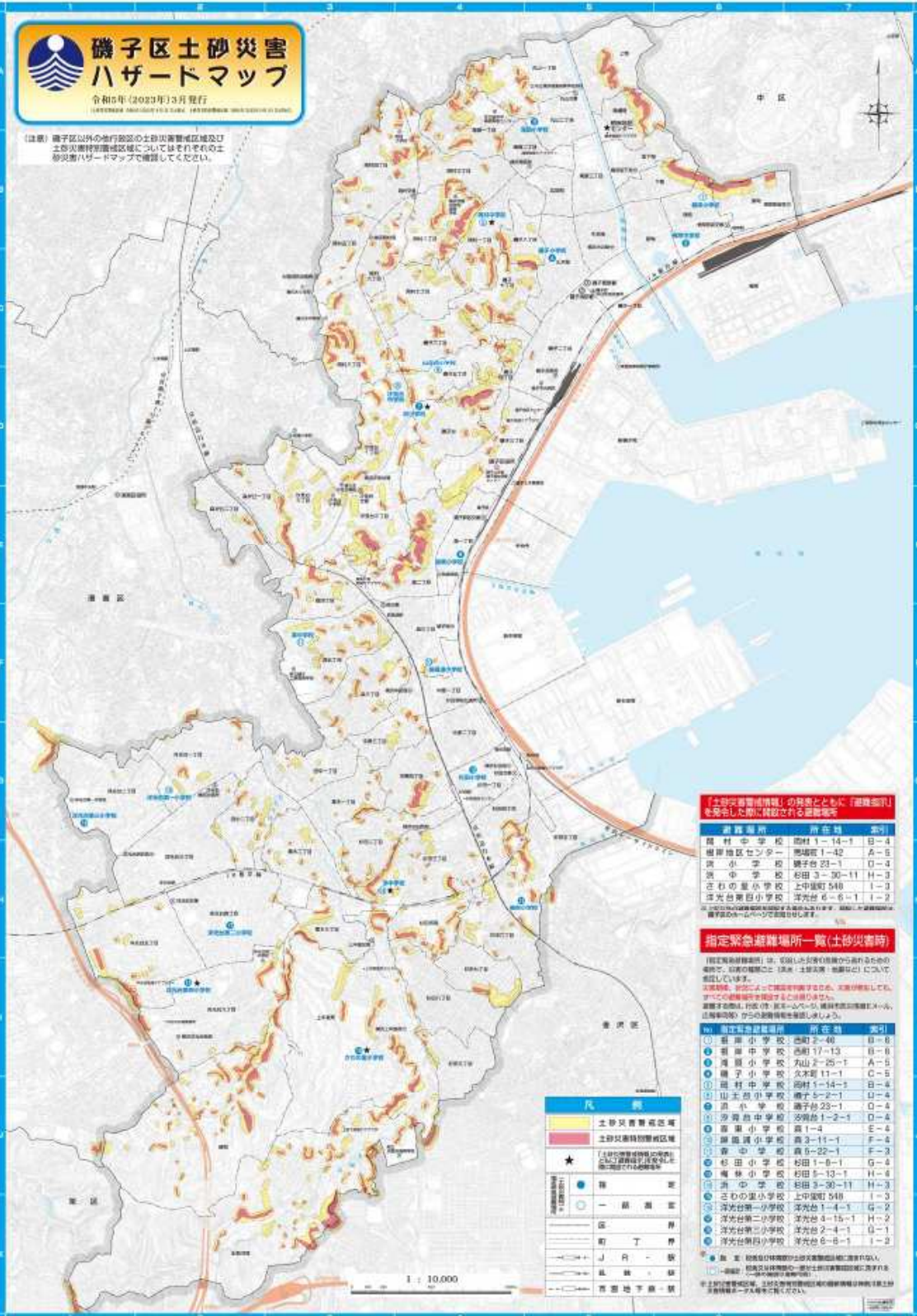




磯子区土砂災害ハザードマップ

令和5年(2023年)3月発行

〔注意〕 磯子区以外の発行地区の土砂災害警戒区域及び土石災害特別警戒区域についてはそれぞれの土砂災害ハザードマップで確認してください。



「土砂災害警戒情報」の発生とともに「避難指示」を発令した際に指定される避難場所

避難場所	所在地	案内
磯村中学校	磯村 1-14-1	B-4
磯原地区センター	磯原町 1-42	A-6
磯小中学校	磯子台 23-1	O-4
磯中学校	磯田 3-30-11	H-3
さむの里小学校	上中環町 54B	I-3
深光台第一小学校	深光台 6-6-1	I-2

指定緊急避難場所一覧(土砂災害時)

〔指定緊急避難場所〕とは、当該土砂災害危険区域の危険な地域を避けて、当該危険区域に侵入し、土砂災害・地震などによって被災しない場所。

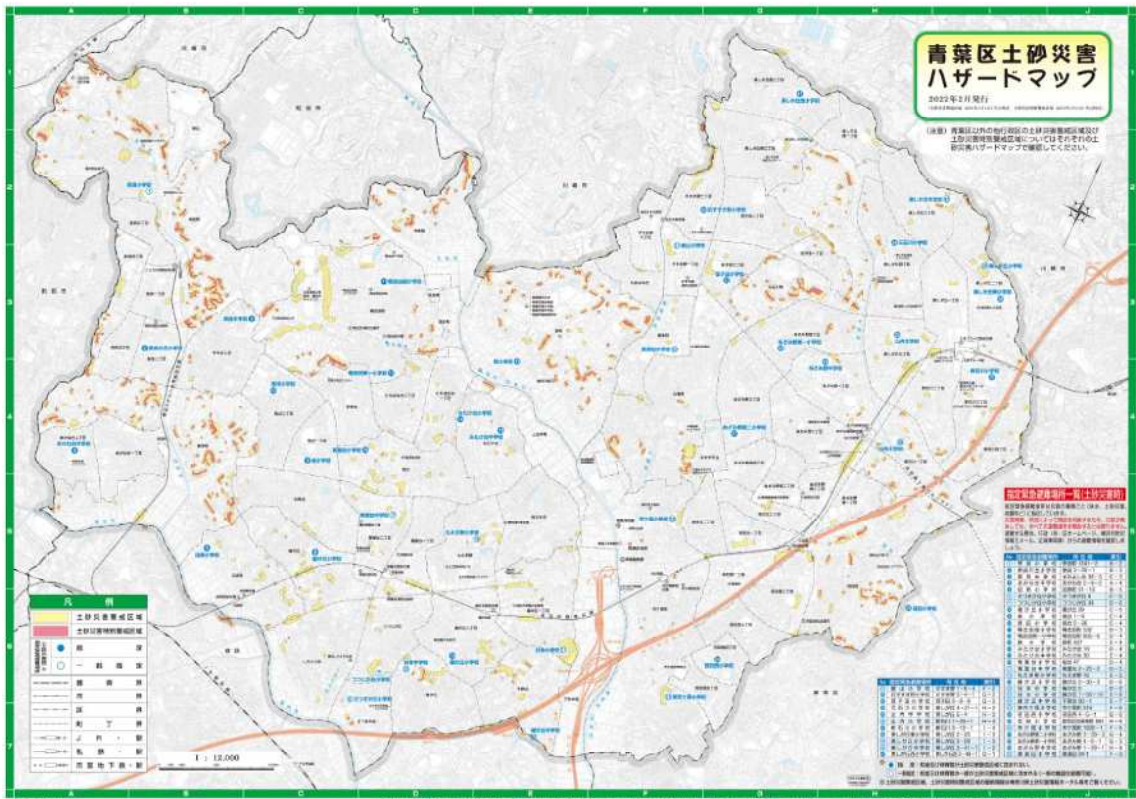
〔土砂災害危険区域〕とは、国土交通省の調査に基づき、土砂災害の発生が予想される地域を指します。

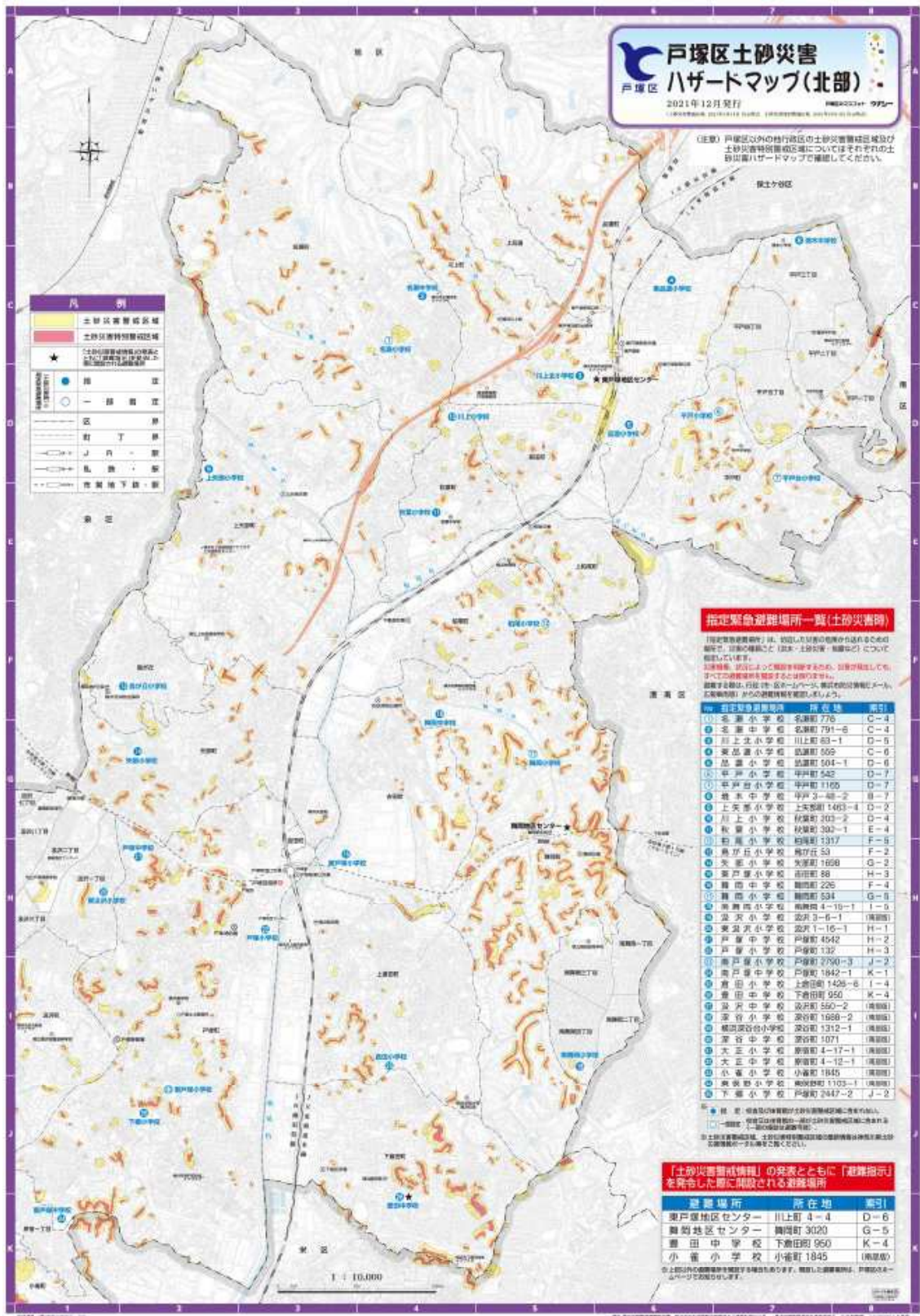
〔土砂災害特別警戒区域〕とは、国土交通省の調査に基づき、土砂災害の発生が特に危険な地域を指します。

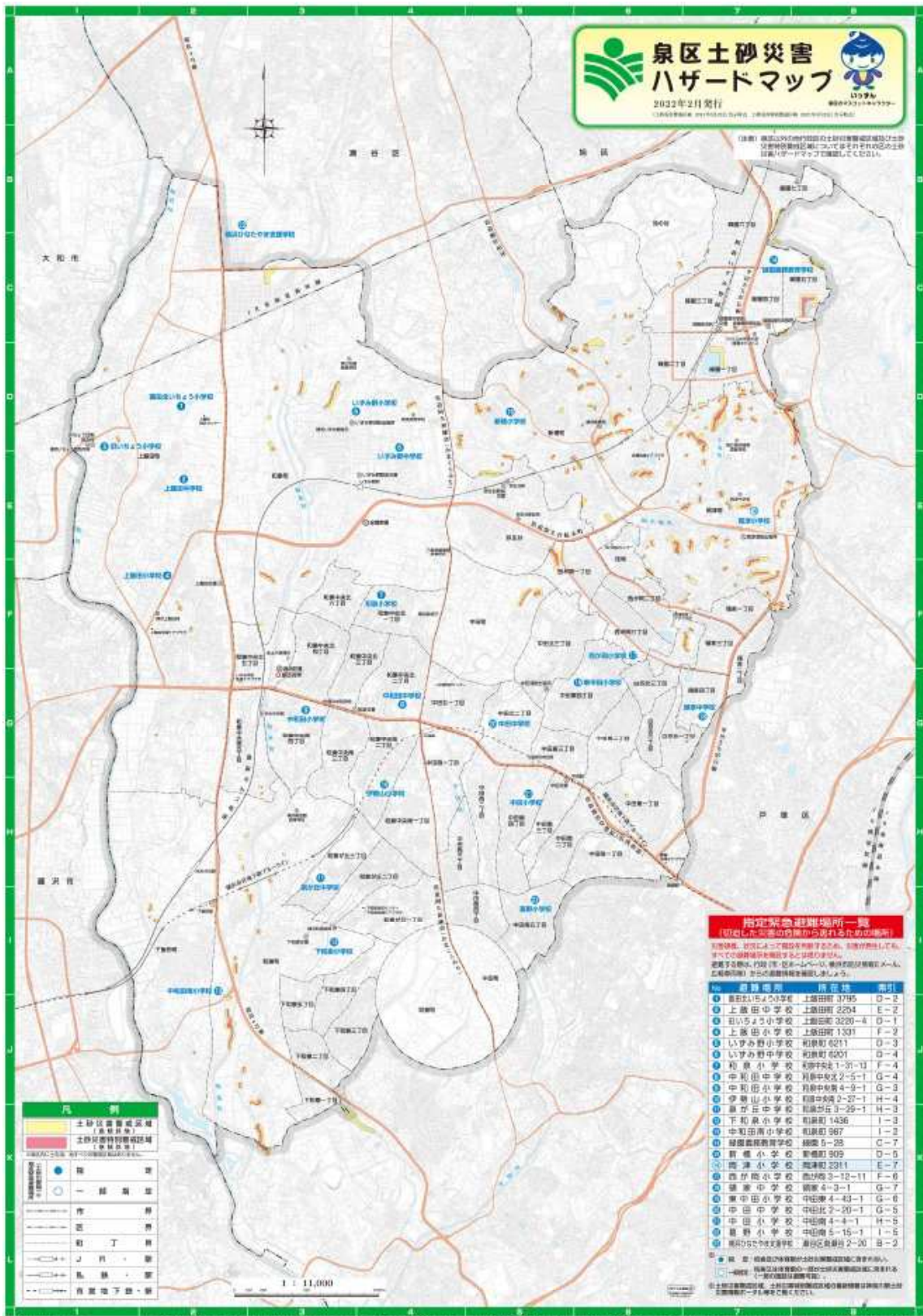
指定緊急避難場所	所在地	案内
① 磯村小学校	磯村 2-40	B-8
② 磯村中学校	磯村 17-13	B-6
③ 磯原小学校	丸山 2-25-1	A-5
④ 磯子小学校	久木町 11-1	O-5
⑤ 磯村中学校	磯村 1-14-1	B-4
⑥ 山本小学校	磯子 5-2-1	O-4
⑦ 磯小中学校	磯子台 23-1	O-4
⑧ 磯原中学校	磯原町 1-2-1	O-4
⑨ 磯東小学校	磯東 1-1	E-4
⑩ 磯原小学校	丸山 2-25-1	A-5
⑪ 磯中学校	磯田 3-11-1	F-4
⑫ 磯中学校	磯田 3-22-1	F-3
⑬ 磯田小学校	磯田 1-6-1	G-4
⑭ 磯林小学校	磯田 5-13-1	H-4
⑮ 磯中学校	磯田 3-30-11	H-3
⑯ さむの里小学校	上中環町 54B	I-3
⑰ 深光台第一小学校	深光台 1-4-1	E-2
⑱ 深光台第二小学校	深光台 3-15-1	H-2
⑲ 深光台第三小学校	深光台 2-4-1	O-1
⑳ 深光台第四小学校	深光台 6-6-1	I-2

※ 避難所は、緊急災害発生時の土砂災害危険区域に指定されず、避難所としての機能を果たすものではありません。

※ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険区域の境界線は、国土交通省の調査に基づき、国土交通省の調査に基づき決定されています。







指定緊急避難場所一覧

（以下、指定緊急避難場所の名称は、避難所開設要領に基づき、避難所開設要領に記載されている名称で記載する。また、避難所開設要領に記載されていない場合は、避難所開設要領に記載されている名称で記載する。）

No.	指定緊急避難場所	所在地	電話
①	泉区立大谷小学校	上藤町 3745	0-2
②	上藤中学校	上藤町 2204	E-2
③	田いちよ小学校	上藤町 3220-4	D-1
④	上藤田小学校	上藤町 1331	F-2
⑤	いずみ野小学校	和泉町 6211	D-3
⑥	いずみ野中学校	和泉町 6201	D-4
⑦	和泉小学校	和泉町 1-31-13	F-4
⑧	中和南小学校	和泉町 2-55-1	G-4
⑨	中和田小学校	和泉町 4-25-1	G-3
⑩	夢野山小学校	和泉町 2-27-1	H-4
⑪	泉が丘中学校	和泉町 3-29-1	H-3
⑫	下和泉小学校	和泉町 1436	I-3
⑬	中和田南小学校	和泉町 367	I-2
⑭	夢野南小学校	和泉町 5-25	C-7
⑮	夢野小学校	和泉町 309	D-5
⑯	西津小学校	和泉町 2311	E-7
⑰	西が岡小学校	和泉町 3-12-11	F-6
⑱	夢野中学校	和泉町 4-3-1	G-7
⑲	東中田小学校	中田町 4-43-1	G-6
⑳	中田中学校	中田町 2-20-1	G-5
㉑	中田小学校	中田町 4-4-1	H-5
㉒	夢野小学校	中田町 5-15-1	I-5
㉓	泉が丘小学校	和泉町 2-20	B-2

● 指定緊急避難場所の名称は、避難所開設要領に記載されている名称で記載する。また、避難所開設要領に記載されていない場合は、避難所開設要領に記載されている名称で記載する。

⑤感染症のまん延

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返しています。また、今般の新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、横浜市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。



出典：神奈川県新型コロナウイルス感染症対策サイト
(令和4年10月12日現在)

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 114,930 事業所(平成28年6月1日現在)

※総務省統計局 経済センサスー活動調査より

①各区別事業所数

鶴見区	8,754
神奈川区	8,525
西区	8,447
中区	13,878
南区	5,349
港南区	5,776
保土ヶ谷区	4,750
旭区	5,341
磯子区	3,935
金沢区	5,226
港北区	11,370
緑区	3,729
青葉区	7,217
都筑区	7,615
戸塚区	5,944
栄区	2,151
泉区	3,618
瀬谷区	3,305
合計	114,930

②業種別事業所数及び従業者数

産業(大分類)	事業所数	従業者数
農業、林業	163	1,403
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	10,713	89,498
製造業	6,271	131,338
電気・ガス・熱供給・水道業	49	3,234
情報通信業	1,979	65,952
運輸業、郵便業	3,212	90,846
卸売業、小売業	26,784	294,029
金融業、保険業	1,694	33,663
不動産業、物品賃貸業	10,285	51,368
学術研究、専門・技術サービス業	6,116	67,125
宿泊業、飲食サービス業	14,426	147,486
生活関連サービス業、娯楽業	9,481	62,414
教育、学習支援業	4,549	61,771
医療、福祉	12,151	220,968
複合サービス事業	379	5,097
サービス業(他に分類されないもの)	6,678	149,782
合 計	114,930	1,475,974

・小規模事業所数 63,613 事業所

(3) これまでの取組

①横浜市の取組

- ・横浜市危機管理指針の策定
- ・横浜市地震防災戦略の策定
- ・横浜市防災計画(震災対策編・風水害等対策編・都市災害対策)の策定
- ・横浜市強靱化地域計画の策定
- ・横浜市緊急事態等対処計画の策定
- ・横浜市業務継続計画(BCP)の策定
- ・横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 ほか

②当所の取組

- ・横浜市震災時の産業ワンストップセンターの運営協力に関する協定の締結
- ・横浜市震災時の産業ワンストップセンター関係機関連絡会会議に参画
- ・令和元年台風15号の影響に伴う金沢臨海部産業団地内国・県・市等合同巡回相談の実施
- ・横浜市被災中小企業・小規模企業支援補助金に関する事前相談・申請受付窓口への相談員の派遣(令和元年台風15号)
- ・産業防災連絡会議の開催
- ・BCP相談窓口の設置
- ・BCPセミナーの開催(中小企業相談部主催)

- ・BCP ハンドブック、チラシ(チェックリスト付)の作成・頒布
- ・「企業に求められるリスクマネジメント」講演会の開催(卸・貿易部会主催)
- ・「新型コロナウイルス感染症の現状と対策～今、企業に求められることは～」開催(産業防災連絡会議主催)
- ・「災害時(地震)対応・事業継続対応(復旧)マニュアル」の策定
- ・「職場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の策定

II 課題

令和元年9月に日本商工会議所が会員を対象に実施した早期景気観測調査(LOBO調査)の付帯調査結果によれば、BCPを策定済みの企業はわずか14.5%。令和3年5月の(株)帝国データバンクの事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査でも17.6%といずれの調査でも策定率はまだ2割以下にとどまっています。横浜市内においてもBCPの策定がさほど浸透していない状況にあり、また、当所で設置しているBCP相談窓口も利用実績が少なく、専門知識を有する専門家や支援のできる経営指導員も不足をしています。また、感染症対策においては、デジタル化・オンライン化等の専門人材の不足や社内での理解不足等もあり、対策が講じられないといった状況も窺えます。そこで、事業者BCP策定支援については、新たにBCPハンドブック(感染症編)の作成、頒布とともにセミナー開催、相談窓口の利用について広く周知し、利用促進を図ることで策定率を底上げしていくとともに、ハザードマップ等危機管理に関する情報の収集、支援のできる人材として研修等による経営指導員の育成、資質向上を図る必要があります。

III 目標

これまで、当所主催による各種セミナー開催による啓発やBCP相談窓口の設置、及び臨海部での台風被害状況確認や復旧のための相談員の派遣等の実績があり、国(関東経済産業局)・県・市とも情報交換を密に行い事業を実施してまいりました。

今後、事業者に対しては、コロナ禍からの回復に向けた事業継続の一層の支援を行うべく、伴走型による支援体制を一層強化し、当所主催による各種セミナー開催によるBCP啓発、小規模事業者に対して感染症型のBCPと事業継続力強化計画の策定支援及び指導員向けの研修を次表のとおり実施します。

事業年度	セミナー回数	BCP策定支援数	事業継続力強化計画策定支援数	指導員向けの研修回数
令和5年度	1	20	30	2
令和6年度	1	20	30	2
令和7年度	1	20	30	2
令和8年度	1	20	30	2
令和9年度	1	20	30	2

また、感染症発生時には以下の対策を講じます。

- ・新型コロナウイルス感染防止対策の策定・変更や、感染拡大時の業務継続方法(出勤体制、リモート対応、業務の優先順位等)などについて、検討する体制を整えます。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図ります。
- ・国や地方自治体、日本商工会議所などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集します。
- ・職員及び同居家族等の罹患状況を把握します。

※その他

- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告いたします。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（認定日～ 令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と横浜市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施いたします。

< 1. 事前の対策 >

・産業防災連絡会議及び横浜市震災時産業ワンストップセンター関係機関連絡会を通じ、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組みます。

【自然災害】

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・小規模事業者に対し、BCP（即時に取り組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行います。

・巡回指導時に、各区のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明します。

・広報よこはまや当所の会報誌である「YOKOHAMA 商工季報」、L-net (FAX)、ホームページ、フェイスブック、twitter、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行います。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施します。

【感染症】

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施します。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

(2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当所は、令和4年10月に横浜商工会議所災害時地震対応・事業継続対応（復旧感染症継続対応）マニュアルを作成（別添のとおり）。

(3) 関係団体等との連携

・「産業防災連絡会議」による連携

当所を含む市内経済団体や行政機関等で構成される「産業防災連絡会議」で、産業界における防災への啓発、防災対策に関する情報の収集及び意見交換等を行い、情報を共有します。

また、震災時においても産業界間の連携による企業活動の早期復旧、企業・地域・行政の協力体制の整備、その他産業防災への取組の促進を支援します。

・「横浜市震災時産業ワンストップセンター関係機関連絡会」にて、センターの開設・運営に参画する機関等と情報の共有を図ります。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命共済など）の紹介等を実施します。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示の依頼、セミナー等を共催します。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・随時、当所と横浜市との間で情報共有し、状況確認や改善点等について協議します。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱以上の地震）や感染症が発生したと仮定し、平時より desknet's、ChatLuck 等のツールを利用した安否の確認を行います。（防災訓練は㈱産業貿易センター主催の訓練に参加します）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもありません。そのうえで、下記の基本方針に沿い、地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。

{基本方針}

- ・災害発生時は、役員・職員・来客者の人命安全確保を最優先とします。
- ・役員・職員の安否確認を直ちに行います。
- ・地域総合経済団体として、適切な情報発信・情報提供ができるよう、早急に災害対策本部を設置するとともに、対策本部等の拠点を確保します。
- ・緊急要望の実施など、行政への働きかけを行うほか、行政と協働で災害被害に対応します。
- ・被害状況調査・緊急相談窓口を通じ、地域の商工業者への積極的な情報提供を行います。
- ・通常業務については、いかなる状況に見舞われても、予め策定した「事業継続計画」に基づき、絞り込んだ重要業務を目標復旧時間内に継続・復旧し、組織を存続させます。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・大規模災害の発災後直ちに職員の安否報告を行います。
（desknet's、ChatLuck 等のツールを利用した安否の確認や業務従事の可否、家族の状況、大まかな被害状況（周辺道路の状況や交通機関、家屋被害等）を把握します。）
- ・国内感染者発生後には、職員の検温、マスクの着用、消毒、職員の手洗い・うがいを励行するとともに事務所内の換気の徹底を図ります。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づいた政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神奈川県に対処方針及び当所のガイドラインに基づき、時差通勤や交替制の勤務、テレワークを導入する等の感染拡大の防止策を徹底します。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当所と横浜市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決めます。
- ・警報級の大型台風接近や豪雨の悪天候時には、無理して出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤します。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決めます。
- ・大まかな被害状況を確認し、おおむね 3 日以内に情報共有します。
- ・横浜市で取りまとめた「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施します。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 5%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生し 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経営相談窓口の設置 ・被害状況の調査、経営課題の把握 ・復興支援策を利活用するための支援

	ている。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	
被害がある	・地区内 5%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・緊急経営相談窓口の設置 ・被害状況の調査、経営課題の把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものと考えます。

< 3. 発災・感染症発生時における指示命令系統・連絡体制 >

※詳細は令和 2 年 1 月 31 日付 企支 2472 号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について（依頼）」による。

(1) 被害状況の把握開始の基準

自然災害の被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部(第 1 次本部体制)を設置し、神奈川県(中小企業支援課)が横浜市及び当所の連絡窓口へ連絡した時としますが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒します。

災害対策本部 (第 1 次本部体制)	本部の設置基準
風水害等	(1)大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (2)その他状況により必要があるとき
地震災害	(1)「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度 5 弱若しくは震度 5 強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度 5 弱又は震度 5 強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき (2)その他状況により必要があるとき

感染症の被害状況の把握開始の基準としては、県が対策本部を設置し、被害状況の把握の必要性を県で検討し、神奈川県(中小企業支援課)が横浜市と当所の連絡窓口へ連絡した時とします。

(2) 被害状況の把握・報告

発災・感染症発生時には、①被災地域での復旧活動、②被害状況の迅速な確認および報告を実施する。被災地域の復旧活動については、二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について事前に決定しておきます。

被害状況の迅速な確認および報告については、事前に指揮命令系統や連絡体制を決定します。

また、被害状況の確認方法や被害額の算定方法や、被災地域での活動内容についてもあらかじめ確認しておきます。さらに、発災・感染症発生時には小規模事業者と接点の多い関係団体等を通じて非会員にもコンタクトをとり、会員以外の被害情報も収集できるようにします。

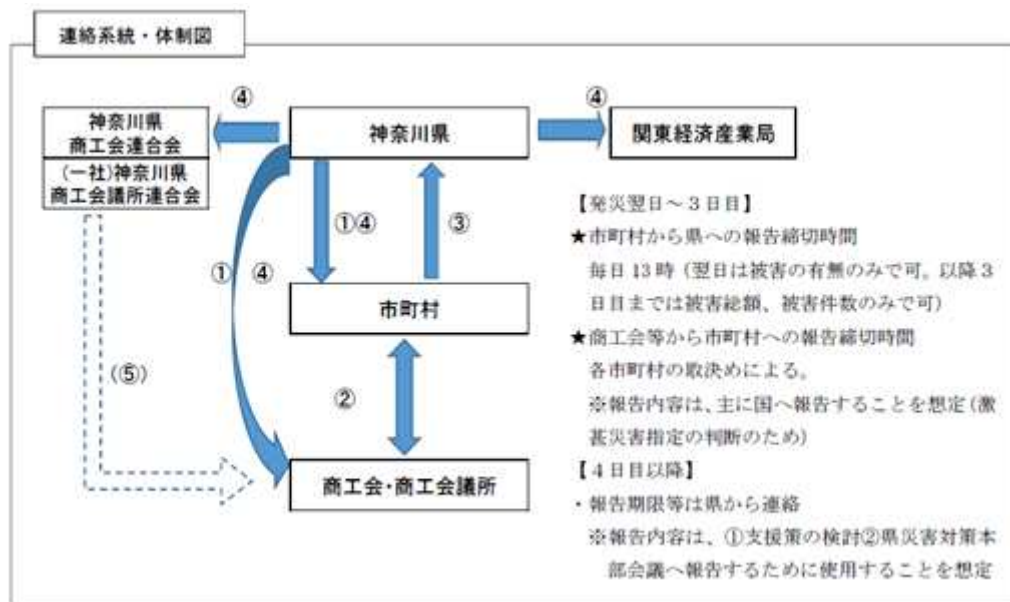
当所と横浜市が共有した被害情報等は、神奈川県(指定する方法(※))にて、当所または横浜市より神奈川県に報告します。

※神奈川県(指定する方法)により、電子メールで報告しますが、電子メールが使えない場合は、代替手段として FAX 等により報告します。

<自然災害>

- ①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県（中小企業支援課）は、横浜市に被害情報の報告を依頼します。併せて、参考情報として、当所に横浜市に対し、報告依頼をした旨を連絡します。
- ②横浜市と当所は、中小企業の被害情報等を共有します。
- ③横浜市は、当所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告します。（ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が当所に被害状況を確認することもあります）。
- ④県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告します。併せて、横浜市、当所、（一社）神奈川県商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有します。
- ⑤（一社）神奈川県商工会議所連合会は、取りまとめ結果をもとに、当所に対し、建物等の被害状況や必要な支援などについて照会することがあります。

連絡系統・体制図（県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し市町村長へ連絡した時）



- ・当所は、横浜市と中小企業の被害情報等を共有します。（共有体制を検討します。）（①）
- ・横浜市は、当所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告します。（②）（状況により、県から直接当所の被害状況を確認することもあります。）
- ・県は、横浜市からの報告をもとに県全体の中小企業被害額を推計し、国（関東経済産業局）へ報告します（③）
- ・（一社）神奈川県商工会議所連合会は県及び各商工会議所と被害情報等の情報共有を行います。（④）

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

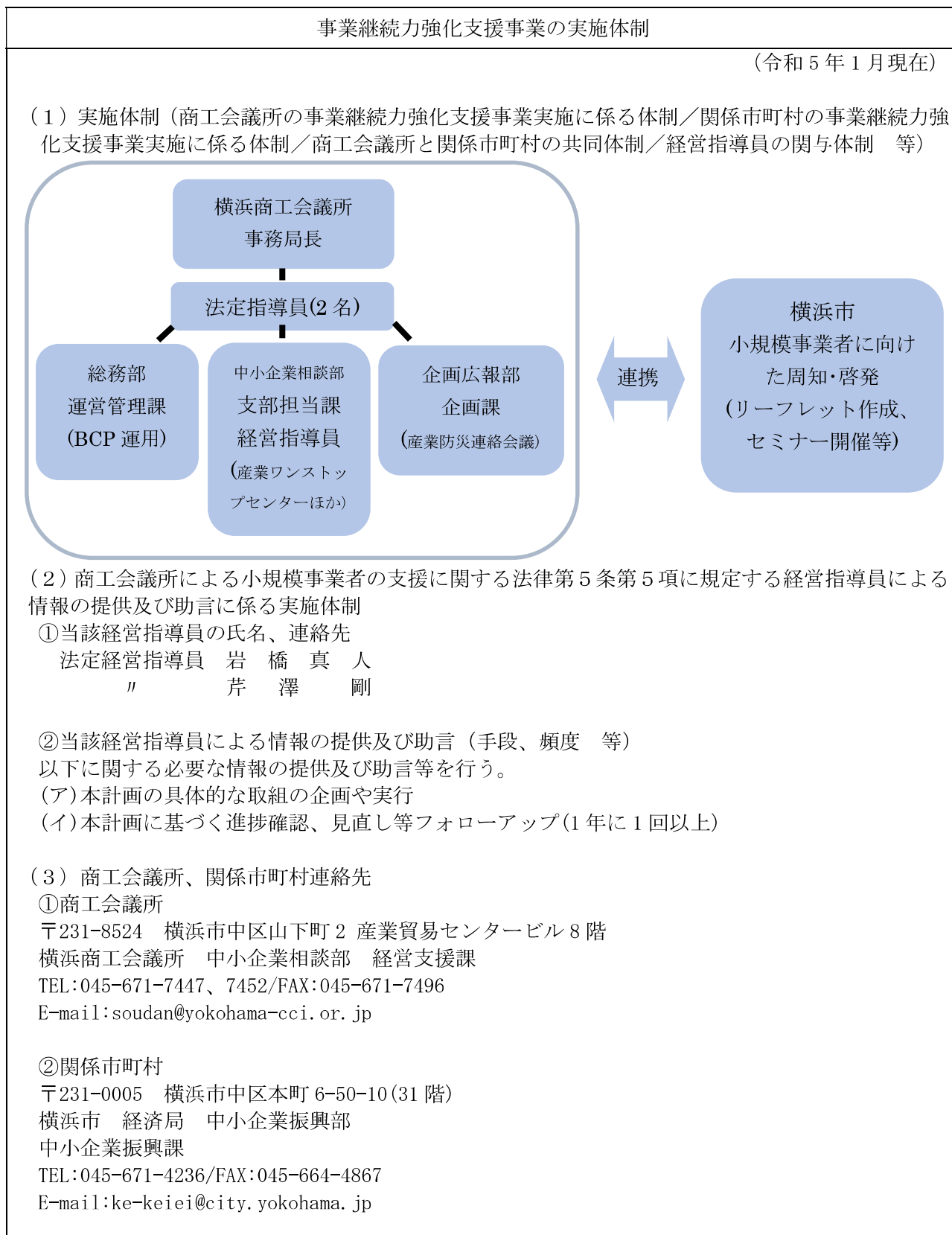
- ・当会議所の相談窓口の開設方法については、横浜市と相談する（国・県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置します。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況については、発災後の時間経過とともに必要とされる状況確認等を円滑に実施します。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・神奈川県・横浜市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。
- ・被災した中小企業者への一元的な緊急相談窓口として、横浜市が開設・運営する「震災時 産業ワストップセンター」にて緊急的な経営相談や国の支援と連携した緊急的な融資相談を実施します。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を神奈川県等に相談します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
セミナー開催費	400	400	400	400	400
印刷費等	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
神奈川県地域振興事業費補助金より支出

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。